

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

郡上市長

市町村名 (市町村コード)	郡上市 (212199)
地域名 (地域内農業集落名)	八幡・西和良地域 (貢間、大洞、鬼谷、中の保西部、中の保東部、夕谷、洲河、野々倉、小那比北部、小那比西部、小那比東部、小那比南部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月23日(西和良地区) 令和7年3月3日(小那比・野々倉地区) (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区は美山・洲河・入間地区と小那比・野々倉地区に分けられ、美山・洲河・入間地区は一つの人・農地プランを策定し、二つの法人と二人の農業者を中心経営体に位置付けた。小那比・野々倉地区は、一つのプランを策定しているが、市外の関市からの入り作に頼っている。両地区とも獣害が酷くまた、用水路の老朽化や高齢化が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

美山・洲河・入間地区では、中心となる経営体に農地を集積し、効率化を図っていく。また中心となる経営体の住み分けを順次進める。地権者組織は獣害対策などの協力を欠かさず、農地の保全に尽力する。地域の認める農業者にも極力経営の継続を促し、支援を続ける。中心となる経営体は、主食用水稲を中心に、WCS、飼料作物の栽培を行って、効率的な農業を目指す。小那比・野々倉地区では、二つの経営体に集積を進め、一方地域で作業を受託する農家も存在するため、支援を行って営農継続を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地面積	132.92	h a
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地面積	132.92	h a
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地面積【任意記載事項】)		h a

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用する農用地等の区域としている。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、新規就農者向けの小規模圃場の団地化を図り、農地中間管理機構を通じて集団化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
経営体ごとの住み分けを順次進め、農地中間管理機構事業を利用して作業の効率化を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
土地改良施設の老朽化対策、効率よく作業や運搬ができる規格の農地・農道の整備に取り組む。 ・入ノ口用水路、東屋用水路、下洲河用水路、貢間用水路、入津用水路の改修事業を予定 ・美山集落と洲河集落、入間集落において農道の整備や用水路の改修事業を計画 ・東屋ため池の改修事業を計画 ・生屋上用水路の改修事業を予定
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、郡上市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 鳥獣害が顕著な地区では恒久柵の設置、捕獲など地域ぐるみで鳥獣害対策を展開する。
- ⑦ 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用して農地の保全管理に努める。